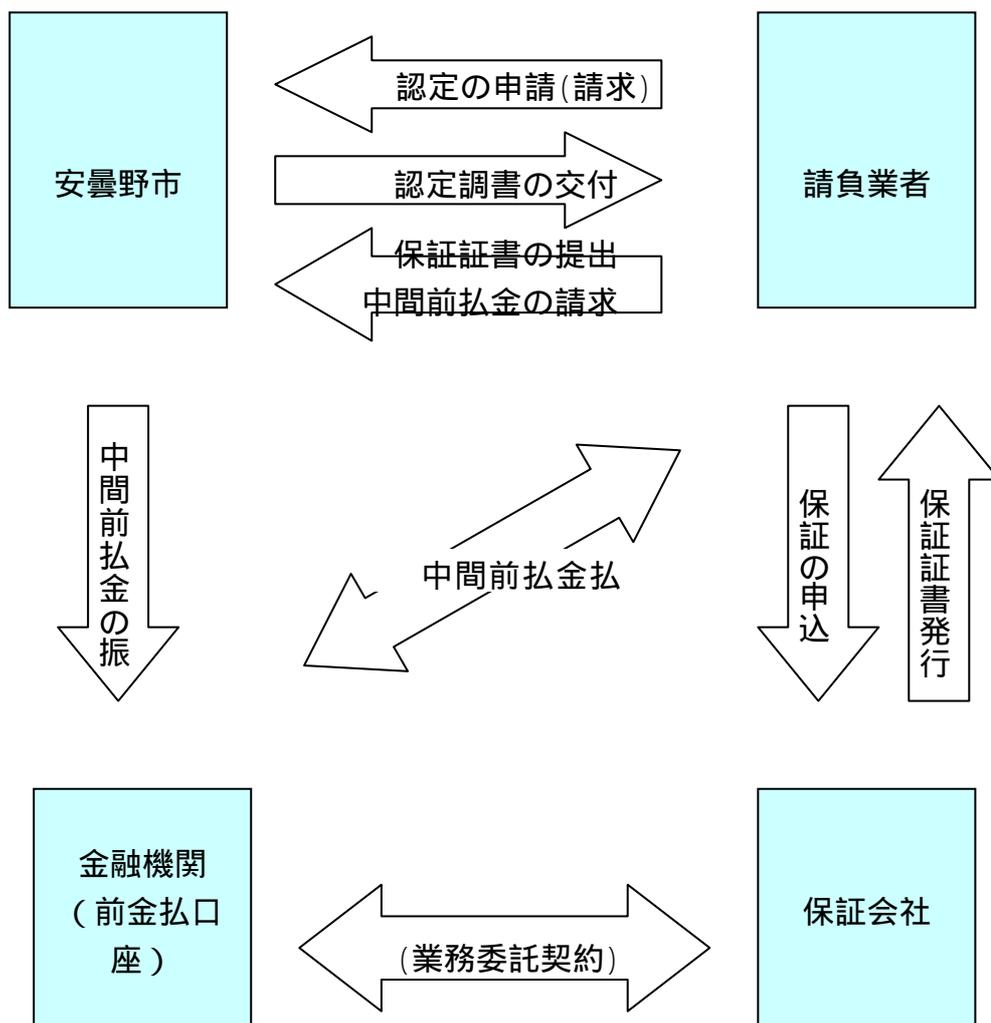


中間前金払に係る手続の流れ



請負人は、中間前払金を請求しようとするときは、支払要件を認定するために「認定請求書」（様式第2号）を工事担当課へ提出してください。

工事担当課は、「認定請求書」が提出されたときは、中間前払金認定に係る要件を確認するため調査を行います。認定が確認された場合は、「認定書」（様式第3号）を作成し、請負人に交付します。

請負人は、により「認定書」の交付を受けたときは、その「認定書」を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

保証事業会社から請負人へ保証証書が発行されます。

請負人は、「前金払(中間前払)請求書」（様式第4号）に保証証書を添えて、工事担当課へ中間前払金を請求してください。

中間前払金の請求を受けた日から14日以内に、請負人の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。